

## 「滋賀県文化振興基本方針(第2次)」の策定について

### 1 これまでの策定経緯

県では、文化振興条例(平成 21 年 7 月施行)に基づき、文化振興施策の総合的・効果的な推進を図るため、総合的・長期的な目標や施策の方向などを定めた滋賀県文化振興基本方針を平成 23 年 3 月に策定した。この方針に基づき、3つの方向と 8つの重点施策を定めて取組を進めているが、5年間の方針であることから、平成 27 年度をもって現方針の期間が終了する。また、この間、東日本大震災の発生や東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、国における「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」の閣議決定、本県においても人口減少局面に入るなど、文化芸術を取り巻く環境は大きく変化してきている。

こうした環境の変化や現行方針に基づく成果と課題を踏まえ、今後 5 年間の文化振興施策の方向および重点施策を示す新たな基本方針を策定することとし、次期方針について滋賀県文化審議会で検討を進めている。

### 2 策定に向けたスケジュール(予定)

平成 26 年 11 月～12 月	市町との意見交換
平成 27 年 2 月 2 日	文化審議会第 12 回会議(滋賀県文化振興基本方針(第2次)の策定について:諮問)
3 月～7 月	文化団体等との意見交換
6 月 17 日	文化審議会第 13 回会議(次期方針の骨子について)
6 月～10 月	県民対話事業
9 月 15 日	文化審議会第 14 回会議(次期方針の素案の構成について)
-----	
10 月	市町、文化団体等との意見交換
11 月	文化審議会第 15 回会議(次期方針の答申案について) 審議会答申
12 月	常任委員会報告(答申内容および県民政策コメントについて) 県民政策コメント
平成 28 年 3 月	常任委員会報告(県民政策コメント結果について) 策定・公表